

○北本市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

平成18年3月31日告示第66号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項の規定により設置する北本市地域包括支援センター（以下「センター」という。）の円滑かつ適切な運営並びに公正及び中立性の確保に関し、必要な事項を調査し、及び協議するため、北本市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、及び協議する。

- (1) センターの設置等の承認に関する事項
- (2) センターの運営及び評価に関する事項
- (3) センターの職員確保に係る調整等に関する事項
- (4) 地域包括ケアシステムに関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護サービス、介護予防サービス又は介護予防・生活支援サービス（以下「介護サービス等」という。）に関する事業所の関係者
- (3) 介護サービス等の利用者又は介護保険被保険者（介護サービス等の利用者を除く。）
- (4) 介護保険以外の地域資源又は地域における権利擁護及び相談事業等を担う関係者
- (5) 地域ケアに関する学識を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康推進部高齢介護課において処理する。

(地域密着型サービス運営委員会)

第9条 協議会は、地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を兼ねるものとする。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項

(2) 地域密着型サービスの指定に関する事項

(3) 地域密着型サービスの質の確保及び運営評価に関する事項

(4) その他市長が必要であると認める事項

3 第5条から前条までの規定は、委員会について準用する。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。